



高等教育企画課  
大学設置・評価室長  
**鈴木 宏幸**

すずきひろゆき●2003年文部科学省入省。初等中等教育企画課課長補佐、初等中等教育局視学官、在ブラジル日本国大使館一等書記官、文部科学大臣秘書官などを経て、2024年より現職。

# 通学制とどう違う? 通信制の設置と課題

## ——通信教育課程設置の動向は?

設置件数はこれまで毎年、数件程度でしたが、コロナ禍をきっかけに大学にオンライン授業のノウハウが蓄積されたせいか、2025年度は12件、2026年度は11件と増加しています。現状、既存の通信制はすべて私立大学のみとなっています。

## ——設置基準上の通学制との違いは?

「大学、短大における通信教育」の設置基準があり、通学制との主な違いは、授業方法、基幹教員数、校地・校舎の基準です【図表4】。かつて面接授業以外の主な授業方法は、「印刷教材等」と「放送」でしたが、2001年、オンラインを想定した「遠隔授業（メディアを利用して行う授業）」が加わりました。面接授業（対面授業）に相当する教育効果が得られることが条件で、同時性または、授業後速やかに設問回答、添削指導、質疑応答など、即応性をもつ双方向性が求められます<sup>\*1</sup>。同じく2001年から対面授業なしのカリキュラムも認められ、フルオンラインでの課程が可能になりました。大学院も1998年から通信制が制度化されましたが、設置基準は大学や短大と異なり、大学院設置基準内で定めています。

## ——通信制の設置認可申請のポイントは?

通信制には、通学制との「併設型」と、独立した通信制を設置する「独立型」があります。必要な基幹教員数等に違いがあり、独立型には独自の規定がありますが、併設型は、通学制で定められた基幹教員数に規定の人数<sup>\*2</sup>を追加する形です。通学制と通信制を兼務する基幹教員は、申請時にどちらかに所属を割り振ることになります。併設型の通学・通信同時開設の場合、授与する学位が同じだとしても、通学制と通信制それぞれにおいて大学が授与する学位の分野に変更が生じる場合、それぞれ認可申請が必要です【図表5】。既存の通学制と同じ学位、同じカリキュラムの通信制を後から併設する場合、通信制において学位の分野に変更を伴わない場合は届出、伴う場合は認可申請となります。カリキュラムが「同等」と言えるかどうかは、大学設置分科会において判断されます。

## ——審査の観点の違いは?

### 【図表7】令和9年度開設用「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」の通信制に関する主な変更点

単位認定試験等における不正行為防止対策について	「通信教育を実施する場合の具体的計画」の項において、単位認定試験等における不正行為防止対策について説明を求めるよう追記。
情報セキュリティ体制の整備について	「通信教育を実施する場合の具体的計画」の項において、安定的・継続的な授業の実施や学生の個人情報の管理等のための情報セキュリティ体制について説明を求めるよう追記。
通信教育を併せ行う場合の教育研究実施組織の編制について	通学制との併設型の場合、実施する教育研究の内容・方法や収容定員の規模等を踏まえ、十分な組織を編制していることを具体的に説明し、教員負担の増加に対する配慮について説明を求めるよう追記。

\*文部科学省資料を基にBetween編集部にて作成

\*1 行われない場合は「放送授業」になる

\*2 通信制の収容定員4,000人につき、通学制の人数に4人追加。【図表4】の「基幹教員数」参照

設置要件に違いはありますが、教員審査や教育内容の審査の観点は基本的には同じです。通学制・通信制同時開設の場合、カリキュラムが同じであれば審査も一緒に行います。ただし、通信制ならではの教育手法を審査する観点から、通信教育に知見のある委員にも参画してもらいます。

通信教育課程を設置する際には、授業配信の安定性やセキュリティの確保、試験時の本人確認などの不正行為防止策のしくみといったことだけでなく、通学制よりも相対的に少ない教員数や、対面授業なしでも、掲げたDPを達成できるカリキュラムや体制かどうかも検討しておくべきです。学生からの質問対応や学生同士の学び合いなどは、どう担保するのか。学修支援を行う「指導補助者」は、現状、基準上で人数の定めはないものの、人的あるいは物的な指導・支援体制については、各大学でよく検討すべきでしょう。また、教育手段が通信だからといって、コミュニケーション能力を養成しなくていいわけではないと思います。

## ——今後の課題は?

設置後の設置計画履行状況等調査(AC)で多い指摘事項は、定員の未充足です。通信制の入学者数は予測しにくい面があるとはいえ、学生確保の見通し調査を工夫して、根拠のある定員設定をする必要があります【図表6】。また、「知の総和」答申においても、通信制のさらなる質向上のための制度改善や学生への支援の見直しに向けた検討の必要性等が提言されました【P.26 図表8】。本答申を踏まえ、時代の変化を踏まえた通信制のあり方について、今後、中教審においてさらに議論をいただく予定です。

リスキリングを目的とした社会人中心だった学修者層も変化し、通信制高校出身者の増加等を背景に18歳入学者の割合が増えています。学ぶ目的が明確な社会人とは必要なフォローが異なり、出口保証、キャリア支援策も考慮の対象になります。受け入れる学生と、育成をめざす人材像を基に、大学たる教育内容、教学マネジメントを考えてもらえばと思います。「知の総和」の向上に通信制が果たす役割は、今後ますます大きくなるはずです。